

指 定 管 理 者 管 理 運 営 状 況 検 証 調 書 ②

1 施設の概要

施設名	坂出緩衝緑地（番の州球場を除く）	所在地	坂出市番の州公園5番地外
設置目的	番の州を中心とする臨海工業団地と市街地を区分し、生活環境の保全を図る。		
規模	21ha	設置年月日	昭和52年4月供用開始 （一部昭和53年4月供用開始）

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	五栄海陸興業株式会社	指定期間	平成29年4月1日～ 令和4年3月31日
委託業務の内容	①施設の維持管理に関すること ②その他施設の管理運営に必要な事項	県からの委託料	平成29年度51,000,000円 平成30年度51,000,000円 令和元年度 51,944,445円 令和2年度 51,944,445円 令和3年度 51,514,100円
導入効果	①管理・運営経費の比較 指定管理者制度導入前と比べ、令和3年度において約880万円の削減。 ②施設管理、法令等の遵守 従前の管理水準や仕様書等に定める水準を上回る維持管理を実施 ③サービス水準の維持・向上 毎日2回の日常点検や週1回の随時点検により、設備故障等の異常の早期発見に繋げることで、経費節減や快適な公園利用に繋がっている。 利用促進のため、ガーデンセミナー等の自主事業の開催や自動販売機の増設、公園HPにおける広報、各自治体広報誌への掲載、公園内掲示板における情報掲示などを実施し、自主事業の参加人数が平成30年度に過去最高となるなど、利用者数は堅調に推移していると考えられる。 また、公園周辺の自治会や学校と連携して植栽を行うなど、地域連携による利用促進を実施している。		

3 管理運営方法の見直し等の結果

今後の管理形態	指定管理
理由	①管理・運営経費の比較 直営に戻すよりも、指定管理者制度を継続するほうが、管理経費は少額となる。 ②事業の実施内容及びサービス水準の維持向上 適切に施設管理が行われ、上記のとおり積極的に利用者サービスの向上が図られている。 上記①②から、今後も引き続き指定管理者制度を継続する。

指定管理者制度を更新する場合

選定方法	公募
非公募の場合、その理由	